

(休業4日以上の死傷者数)

常総労働基準監督署

業種		年		4年		3年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業		
製 造 業	食 料 品		15		9		6		
	木材・木製品		1		2		-1		
	化学工業		3		1		2		
	金属製品		7		5		2		
	一般・電気・ 輸送用機械	1	4		3	1	1		
	そ の 他		48		9		39		
	小 計	1	78		29	1	49		
建 設 業	土木工事		1		1				
	建築工事 (木造除く)		6		1		5		
	木造建築工事		2		2				
	その他の工事				2		-2		
	小 計		9		6		3		
陸上貨物運送事業			20		11		9		
畜 産 業			1				1		
小 売 業			4		4				
社会福祉施設			24		7		17		
飲食店			1		2		-1		
そ の 他			15		12		3		
計		1	152		71	1	81		

[illegible]

↑ 当署管内で2年ぶりに死亡災害が発生しました。労働者が機械と設備に挟まれたことにより、胸部が圧迫されたものです。機械の設備面の改善や労働者の不安全行動の防止等の対策の徹底をお願いします。なお、茨城労働局管内においても死亡災害が多発しています。

		規模別					事故の型別								合計
		規模 九人	四 九人	一 〇人	五 九人	一 〇〇人	墜 落・ 転 落	転 倒	激 突 さ れ	挟 まれ・ 巻 込 まれ	切 れ・ こ す れ	交 通 事 故	動 作 の 反 動	そ の 他	
製 造 業	食 料 品	1	1	1	12	1	8		4			1	1	15	
	木材・木製品				1						1		1		
	化学工業	1	1		1		1		1		1		3		
	金属製品	1	3	2	1	1	1		3	1		1	7		
	一般・電気・ 輸送用機械		1	1	2			1	(1) 2			1	(1) 4		
	そ の 他		4	3	41	1	1		2		1	43	48		
	小 計	3	10	7	58	3	11	1	(1) 12	1	4	46	(1) 78		
建 設 業	土木工事	1				1							1		
	建築工事 (木造除く)	3	3			3				1	1	1	6		
	木造建築工事	2				1	1						2		
	その他の工事														
	小 計	6	3			5	1			1	1	1	9		
陸上貨物運送事業		1	15	4		3	3				2	12	20		
畜 産 業			1						1				1		
小 売 業		1	2		1		1		1			2	4		
社会福祉施設			5	16	3		2	2		1		19	24		
飲食店			1				1						1		
そ の 他		1	10	1	3	1	5				6	3	15		
計		12	47	28	65	12	24	3	(1) 14	3	1	12	83 (1) 152		

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数です。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

[illegible]

フォークリフトによる労働災害を防止しましょう！

フォークリフトとは貨物搬送、倉庫内作業の効率を高める重要な道具であり事故につながる原因の一つでもあります。正しいフォークリフトの活用が、安全な職場づくりにつながります。

※労働安全衛生法に基づき労働者に対する安全衛生教育が義務付けられています。

	乗用式フォークリフト	歩行式フォークリフト
乗車台の高さ	2.15メートル	1.15メートル
最大重量	3,000キログラム	1,000キログラム
乗車人数	270人	90人
乗車時間	2時間	1.5時間

フォークリフトを使用する場合は、特に下記のポイントに気を付けましょう。

フォークリフトの運転技術の習得

フォークリフトを使用する場合は、乗車位置に応じて下り足踏が必要です！
 ○乗車位置：左の足踏は「乗車」、右の足踏は「降車」の役割を担います。
 ○最大重量：1.5トン以内の荷物を、フォークリフトで運搬・搬送・搬出

定時自主点検等の実施

フォークリフトの点検は下記の項目を確認する事で必ず実施しましょう！
 ○作業開始前点検
 ○乗車前点検
 ○降車後点検
 ○特別自主点検（年次）

乗用式フォークリフトの禁止

フォークリフトで、**はしご、梯子、のりつけ、のり**の設置などを行わないこと！
 特に十分の注意と確認が義務付けられています！また、バレットのこに人を乗せたりは、**厳禁・転落死事故につながる危険性**です！

※上記の項目は労働安全衛生法で定められている安全衛生教育の項目に準拠して実施してください。

作業安全管理センター 労働安全衛生本部 2023.3

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ivousou.htm



← 常総労働基準監督署
のお知らせから当署で作
成したリーフレットがダウ
ンロードできます！

←機械のはさまれ・巻き込まれの労働災害防止、フォークリフトの労働災害防止のためのリーフレットです。下の二次元コード（URL）からダウンロードしてご利用ください。

法令改正のお知らせ

従前から有害業務※に従事している労働者には歯科健診が義務付けられています。今般、歯科健診を実施している事業場は『有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)』の報告が必要となり、令和4年10月1日から施行予定です。

※「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを分散する場所における業務」

[illegible]

←今後、厚労省のウェブサイトからダウンロードできる予定です。

年齡別

↑ 様式第6号の2

年齢別	件数	率(%)
～19歳	2	1.3%
20～29歳	34	22.4%
30～39歳	(1) 21	13.8%
40～49歳	34	22.4%
50～59歳	26	17.1%
60歳～	35	23.0%